

# 新発田地域振興局農村整備部における 予定価格等漏えい事案に係る内部調査結果

令和6年2月14日

# 目 次

1 事案の概要	1
2 内部調査結果	8
3 課題	13
参考資料	15

# 新発田地域振興局農村整備部における

## 予定価格等漏えい事案に係る内部調査結果

### 1 事案の概要

#### (1) 事案の経過

##### ア 「松浦地区区画整理第 33 次工事」の指名競争入札に係る漏えい事案

当該事案発生時に新発田地域振興局農村整備部長（以下「新発田農村整備部長」という。）であった当該職員（以下「元部長」という。）は、新発田地域振興局農村整備部（以下「新発田農村整備部」という。）が令和 5 年 6 月 22 日に執行した「経営体育成基盤整備事業松浦地区区画整理第 33 次工事」の指名競争入札に関し、土木建築の請負等を業とする(株)岩村組の顧問として同社の入札業務に関し入札金額を実質的に決定していた者（以下「元顧問」という。）及び同社の取締役として同社の入札業務等を統括していた者（以下「岩村組元取締役」という。）と共謀の上、同月 6 日、新発田地域振興局において、元顧問に対し、電話で、同指名競争入札に関する秘密事項である予定価格が 1 億 1,960 万 3,000 円（税込み）であることなどを教示し、よって、同指名競争入札において、同社をして、教示された予定価格から算出した金額である 1 億 200 万円（税抜き）で入札させて、同社に同工事を落札させた。

同年 9 月 20 日、元部長は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号。以下「官製談合防止法」という。）第 8 条に違反したこと並びに刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項（公契約関係競売等妨害）及び第 60 条（共同正犯）の規定に該当する行為をしたことにより、元顧問及び岩村組元取締役は刑法第 96 条の 6 第 1 項及び第 60 条の規定に該当する行為をしたことにより、それぞれ逮捕され、同年 10 月 11 日、元部長及び元顧問は前記の罪状により起訴され、岩村組元取締役は前記の罪状により罰金 50 万円に処する旨の略式命令を受けた。

## イ 「平木田柳原地区取水工第1次工事」の指名競争入札に係る漏えい事案

元部長は、新発田農村整備部が令和5年8月31日に執行した「経営体育成基盤整備事業平木田柳原地区取水工第1次工事」の指名競争入札に関し、元顧問、土木建築工事の請負等を業とする(株)小野組の取締役として同社の入札業務等を統括していた者（以下「小野組元取締役」という。）、土木一式工事等を業とする延本建設(株)の取締役として同社の入札業務等に従事していた者（以下「延本建設元取締役」という。）及び土木建築に関する施工等を業とする(株)西奈美組の代表取締役として同社の業務全般を統括していた者（以下「西奈美組元代表取締役」という。）と共謀の上、同月21日、新発田地域振興局において、元顧問に対し、電話で、同指名競争入札に関する秘密事項である予定価格が2,383万7,000円（税込み）であることなどを教示し、よって、同指名競争入札において、同社をして、教示された予定価格から算出した金額である2,070万円（税抜き）で入札させて、同社に同工事を落札させた。

同年10月11日、元部長は官製談合防止法第8条に違反したこと並びに刑法第96条の6第1項及び第60条の規定に該当する行為をしたことにより、元顧問は刑法第96条の6第1項及び第60条の規定に該当する行為をしたことにより、それぞれ再逮捕され、小野組元取締役、延本建設元取締役及び西奈美組元代表取締役は刑法第96条の6第1項及び第60条の規定に該当する行為をしたことにより、それぞれ逮捕され、同年11月1日、元部長及び元顧問は前記の罪状により追起訴され、小野組元取締役及び延本建設元取締役は前記の罪状により起訴され、西奈美組元代表取締役は前記の罪状により罰金50万円に処する旨の略式命令を受けた。

令和6年1月29日、元部長は懲役2年執行猶予3年、元顧問は懲役1年6か月執行猶予3年、小野組元取締役及び延本建設元取締役は懲役1年執行猶予3年の有罪判決を受けた。

【関係条文】

- ◎ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）（抄）

（職員による入札等の妨害）

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

- ◎ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）（抄）

（公契約関係競売等妨害）

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（共同正犯）

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

## ウ 事案発生を受けての本県の対応

アに掲げる事案に係る元部長等の逮捕（令和5年9月20日）を受け、翌21日、全ての部局長及び地域振興局長を招集して、事案の経過説明を行うとともに、管理職がまず先頭に立って自らを律すること、全職員に対し適正な業務執行についての注意喚起を徹底すること、職員一人一人が全体の奉仕者としての自覚を高め、厳正な規律と高い倫理観を持って職務に精励するよう努めることを指示した。

また、農地部においては、同月22日、農地部の事業を執行している地域振興局の所属長（農林振興部長、農業振興部長、農林水産振興部長等）を招集して、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について徹底するよう指示した。

さらに、イに掲げる事案に係る元部長等の起訴（同年11月1日）を受け、翌2日、再度、農地部の事業を執行している地域振興局の所属長を招集して、改めて、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について徹底するよう指示した。

## (2) 動機・背景

令和5年12月27日の第1回公判における(1)のア及びイに掲げる事案について、元部長、元顧問、小野組元取締役及び延本建設元取締役は、いずれも公訴事実を認めるとともに、これらの事案を発生させた動機・背景について次のとおり陳述した。

（公判傍聴により職員が聴き取った内容）

### ア 元部長

#### (ア) 漏えいの経緯・動機

- ・ 令和4年4月1日に新発田農村整備部長に就任し、初めての入札の指名通知を業者に発出した後、元顧問から、自分は入札の調整役であること、歴代の部長からも予定価格と指名業者名を教えてもらっていたことを告げられ、当該入札に係る工事の予定価格と指名業者名を教示するよう依頼を受けた。
- ・ 予定価格等を教示することが違法であるとの認識はあったものの、自分が教示しないことにより、地域の業者に仕事がうまく回らなくなるのではないかと、また、何らかの圧力があるのではないかと不安になるとともに、業界とうまくやっていかなければ、この地でやっていけないと考えた。
- ・ 最初は悩んだが、歴代の部長も元顧問に教えていたということを知り、自分も教えざるを得ないものと思い、予定価格等を元顧問に教えた。
- ・ 過去にもやってきたから教えても良いだろうというよりは、過去にもやってきたからこそ教えなければならないという思いだった。
- ・ 最初は苦しい思いだったが、繰り返し教えていくうちに罪悪感が薄れていった。
- ・ 前任者からの引継ぎはなく、前任者は教示をしていたと聞いていたため相談しても仕方がないと考え、また、地域振興局における上司である局長は事務職であり、技術職が関係する入札の相談はできないと思い、誰にも相談できなかった。今思えば誰かに相談すべきであったが、誰に相談すれば良いか分からなかった。
- ・ 今考えると、歴代の部長が予定価格等を教えてきたとしても、勇気を持って断ることが必要であった。

#### (イ) 漏えいの方法等

- ・ ほとんど全ての工事について、自席の固定電話から元顧問に対して予定価格と指名業者名を伝えていた。自席はパーテーションで仕切られており、よほど大きな声で話さない限り他の人に内容を聞かれることはない状況だった。
- ・ 元顧問に予定価格等を教えた後、元顧問がどのような調整を行っているかは把握していなかった。落札後、部長である私に工事請負契約締結に係る起案が回議されて初めて、落札業者を知ることとなっていた。

#### (ウ) 漏えいの見返り

- ・ 見返りはなかった。
- ・ 元顧問と1対1で飲食を共にすることはなく、複数人の会合では、会費は言われた額を支払った。

### イ 元顧問

#### (ア) 調整役となった経緯

- ・ 平成15年以前は新発田農地事務所で「本命業者」を決めていたが、官製談合防止法が施行されたため、当時の新発田農地事務所長から、元顧問を含め3社の従業員が呼ばれ、「地域や業者の間で揉めないよう、また、工事の施工能力が低い業者が落札しないよう、業者間で全て調整してくれ」との依頼を受けた。
- ・ その後、新発田地域だけでなく、胎内地域についても予定価格と指名業者名を聞くようになった。
- ・ 胎内地域では、予定価格等を聞いた後、当該地域の調整役である小野組元取締役伝えるのみで、それ以上の関与はしないようにしていた。

#### (イ) 調整役をしてきた動機

- ・ 単純に競争入札が行われると、資金力のある業者が勝つのは目に見えており、地元の経営基盤が弱い業者は淘汰され、倒産してしまうと考えた。
- ・ 災害時の対応や除雪作業等で重要となる、地元の業者が少なくなることは、地域にとって良くないことから、地元の業者が倒産しないように平等に仕事を振り分けなければならないと思っていた。地域に貢献する地元業者にがんばって欲しいという思いだった。
- ・ 除雪作業では、地元の業者の方が地元の地理をよく知っており、どこに穴があって、どこに危険があるかが分かっている除雪業者に通年で仕事を請け負ってもらわないと倒産してしまうと考えた。
- ・ 農地整備工事は特殊であり、農家や土地改良区との調整が必要になる。10年以上前は、業者によって工事の上手・下手があり、下手な工事に対しては地元農家からクレームがあった。
- ・ 予定価格の教示については、歴代の部長の間で引継ぎが行われているものと思っていた。
- ・ 競争を阻害すること、違法であることは承知の上で調整役をやっていた。

#### (ウ) 談合の方法

- ・ 新発田農村整備部長から予定価格と指名業者名を聞き、「本命業者」を決めて、当該業者に連絡していた。
- ・ 予定価格については、10年くらい前から、業者もかなり正確に積算できるようになり、現在は（新発田農村整備部長に）聞く必要性はほとんどなかったが、勘違いもあるので念のため聞いていた。
- ・ 複数の工事を落札させる業者には、（利益が）多い工事も少ない工事も落札してもらうよう調整していた。
- ・ 落札額については、なるべく低くなるよう業者を指導していた。具体的には、予定価格の93～95%で調整していた。
- ・ 複数の工事を落札させる業者には、1つの工事の落札額が高くなれば、もう1つの工事は落札額を低くするようにしていた。

#### (エ) 漏えいの見返り

- ・ 見返りは全くない。そのようなことは頭の隅にもない。私利私欲でやっていない。

### ウ 小野組元取締役

#### (ア) 調整役となった経緯

- ・ 20年前、当時の小野組常務から「新発田農地事務所長のところへ行って（予定価格等を）聞いてこい」と言われた。当時は「本命業者」は、所長が決めていた。
- ・ 15年前、胎内地域の調整役となったが、その後、元顧問が新発田農村整備部長から予定価格等を聞き、その結果を聞くようになったため、直接、部長と関わることはなくなった。

#### (イ) 調整役をしてきた動機

- ・ 一社が独占して受注するようなことのないよう、（胎内地域内の建設業者の）共存共栄のためやっていた。
- ・ 違法性の認識はあった。

#### (ウ) 漏えいの見返り

- ・ これまで関わった談合に関連して、金銭の授受はなかった。

### エ 延本建設元取締役

#### (ア) 調整役となった経緯・動機

- ・ 勤務先の延本建設(株)の業績が芳しくなかったため、何とか工事を受注しなければならぬという思いで、小野組元取締役に近づき、平成25年から小野組元取締役の手伝いをしてきた。
- ・ 談合に関わったものの、思ったほどには業績は上がらず、2～3割程度の増であった。
- ・ 違法性の認識はあった。業者間の兼ね合いで、仲良くやっていくためという認識だった。



(イ) 談合の方法

- ・ 小野組元取締役から予定価格と指名業者名を聞き、小野組元取締役と相談して「本命業者」を決め、当該業者に打診するというもの。それ以後は、当該業者から各指名業者に連絡がいく。
- ・ 落札業者の決定の際は、小野組元取締役が口火を切り、私が意見を通すことはなかった。小野組元取締役あつての自分という位置付けとの認識であった。

## 2 内部調査結果

### (1) 元部長へ聴き取り

ア 聴取日：令和6年1月10日（水）

### イ 聴取結果

聴取内容は次のとおりであり、令和5年12月27日の第1回公判において元部長が陳述した内容との間で齟齬や矛盾が生じていると解されるものはなかった。

#### (ア) 漏えいの経緯・動機

- ・ 新発田農村整備部には、技師の時を含め4回勤務しているが、2回目の勤務となった防災課長の時には元顧問は顔だけは知っているといった程度だった。元顧問と話をするようになったのは、3回目の勤務となった農村計画課長の時だった。
- ・ 部長となった際には、元顧問も自身を「新発田管内の農村整備工事の調整役」と名乗っていた。
- ・ 令和4年度の最初の指名通知を発出した後（令和4年5月頃）、面談であったか電話であったかは、はっきりしないが、元顧問から「今回の入札に係る予定価格と指名業者名を教えて欲しい」と依頼があり、驚いたところ、元顧問は「部長に迷惑はかけない」と話すとともに、歴代部長の教示方法について説明された。
- ・ これまで歴代の部長が教えていたと聞き、これを教えないことになれば、立場上、どのようなことになるのか不安になった。業界にはいられなくなるのではないかとも思った。
- ・ 違法性については認識していたが、過去から教えていたのではやむを得ないと考え、また、業界がうまくコントロールされるのであればいいと思い、安易ではあったが、教えることにした。
- ・ 漏えいについて、誰にも相談できず、辛かった。新発田地域振興局長は事務職であり、話しづらかった。

#### (イ) 漏えいの方法等

- ・ 新発田農村整備部では、毎週金曜日に指名通知を発出しており、翌週の月曜日には、自分か元顧問かのいずれかから電話で連絡を取り、入札に係る予定価格及び指名業者名を元顧問に教えていた。
- ・ 指名業者名は、新発田農村整備部の指名審査会で配付された資料に基づき教えていた（新発田農村整備部では、指名審査会終了後に当該資料を回収せず、各出席者が保管していた。）。
- ・ 土木工事の随意契約を除く全ての工事について教えていた。
- ・ 業者間の談合には関与していない。どの業者がいくらで落札するかについては、一切関わっていない。

#### (ウ) 漏えいの見返り

- ・ 予定価格等を教えたことによる見返りは一切ない。
- ・ 元顧問は、部長室に月1回程度訪れ、20分以上、雑談することもあったが、元顧問とは個人的な会食等のつき合いはない。
- ・ 業界との飲み会は多かったが、必ず会費は払っていた。

#### (エ) その他

- ・ 予定価格等の漏えいについて、前任者から引き継ぎはなかった。
- ・ 予定価格等の漏えいについて、本庁の農地部長及び農地部技監を始め農地部本庁職員からの指示はなかった。

### (2) 新発田農村整備部職員（現職職員）への聴き取り

ア 聴取日：令和5年10月27日（金）～31日（火）

イ 対象者：新発田農村整備部の副部長、課長、係長及び課長代理  
（合計20名）

#### ウ 聴取結果

「1 情報管理に関する事項」、「2 元部長の行動に関する事項」、「3 業者指名に関する事項」及び「4 その他不審に感じた事項」について聴き取りを行った。

20名の職員から聴き取った内容から直接今回の事案につながるような事象は確認できなかった。また、情報管理の徹底が必要な事案があったため、改善を行った。

主な聴取内容は、次のとおり

#### 「1 情報管理に関する事項」

- ・ 本来、指名審査会終了後に出席者から回収すべき資料の控えを各出席者が自席で管理していた実態があった。（審査会終了後には資料を回収するよう改善済）
- ・ 設計図書のデータについてパスワード設定が行われていない実態があった。（必ずパスワード設定を行うよう改善済）

#### 「2 元部長の行動に関する事項」

- ・ 名刺配りの挨拶や受注のお礼の際、部長室に立ち寄る業者がいたことや、元顧問が部長室を訪れていた事実は確認できたが、今回の事案との直接の関連は確認できなかった。
- ・ 公告前に元部長が担当者に設計金額を聞いていた工事があり、不思議に感じた職員がいた。
- ・ 各種会合への出席など、元部長が出席する懇親会が多いと感じた職員がいた。

「3 業者指名に関する事項」

- ・ 特定の業者を指名し、又は排除するなど、恣意的と思われる業者選定が行われていると感じた職員はいなかった。

「4 その他不審に感じた事項」

- ・ 工事の指名通知発出後の業者からの質問が少ないと感じる職員や、落札率が95%程度に収まっている印象があると感じる職員がいた。

(3) 歴代の新発田農村整備部長等への聴き取り

ア 聴取日：令和6年1月7日（日）～9日（火）

イ 対象者：第1回公判において、元顧問が、調整役を担う契機となったと陳述した、官製談合防止法の施行日（平成15年1月6日）以後の新発田農村整備部長及び新発田農地事務所長（物故者及び病気療養中の者で聴き取りが困難な者を除く。） 10名

※ うち1名は官製談合防止法施行日時点で新発田農地事務所長の職にあった者であり、残り9名は官製談合防止法施行後に新発田農村整備部長及び新発田農地事務所長に就任した者

ウ 聴取結果

(7) 元顧問に対する教示の有無

官製談合防止法施行後に新発田農村整備部長等に就任した対象者9名のうち、

- ・ 予定価格等の秘密事項を教えていた者 7名

【秘密事項の内容】

- ① 予定価格及び指名業者名 5名
- ② おおよその入札価格(※)のみ（指名業者名なし） 1名  
※ 元顧問が示す金額に「もっと上」「もっと下」で答える形での教示
- ③ 年間の発注予定工事一覧での、100万円単位程度の概算工事額 1名  
※ 県では平成13年度から発注見通しとして、工事名・工事概要・発注予定時期（四半期）などの情報は公表しているが、概算工事額については公表していない。

- ・ 元顧問から予定価格を教えるよう依頼を受けたが、断った者 1名
- ・ 未回答 1名

(イ) 教示のきっかけ

予定価格や年間の発注予定等の情報を教えていたと回答した7名すべて、「元顧問からの依頼があったことがきっかけ」と回答

(ウ) 前任・後任への引継ぎ、他者への相談

予定価格や年間の発注予定等の情報を教えていたと回答した7名すべて、「前任及び後任への引継ぎや、他者への相談はなかった」と回答

(エ) 違法行為の認識

予定価格や年間の発注予定等の情報を教えていたと回答した7名すべて、「違法行為を行っている認識はあった」と回答

(オ) その他

- ・ 年間の発注予定や、業者が入札する価格のヒント、予定価格及び指名業者など、提供した情報は異なるものの、歴代の部長の多くが情報を漏らしていたと回答したが、情報を漏らした見返りとして、接待や金品の授受を受けたと回答した者はいなかった。
- ・ 対象者全員が、他の地域機関で同様の行為が行われていたとの認識はなく、実際に他の地域機関で部長を務めた者もそのような事実はなかったと回答した。
- ・ 違法であるとの認識を持ちながら情報を漏らした動機として、次に掲げる回答があった。

事業量が多く、事業を円滑に進めるため	2名
入札不調になることを恐れたため	1名
地域を守る建設業を存続させるため	1名
既に仕組みが構築されており、地域での混乱を避けたかったため	1名
地元調整等を丁寧に行う、信頼できる業者に受注して欲しかったため	1名
自分の心が弱く、断れなかったため	1名

(4) 農地部幹部職員（本庁現職職員）への聴き取り

ア 日時：令和6年1月11日（木）～12日（金）

イ 対象：農地部長及び農地部技監

ウ 聴き取り内容

- ・ 次に掲げる事項について、聴き取りを行い、本庁からの指示等は行っておらず、関与がない旨を確認した。
  - ① 今回の事案に対する本庁からの指示の有無
  - ② 今回の事案発生の背景や組織として問題・課題等の認識

(5) 他の地域振興局への聴き取り

ア 日時：令和6年1月5日（金）～1月16日（火）

イ 対象：公共事業の入札を所管する、地域振興局農業（農林）振興部、地域整備部及び港湾事務所並びに土木部地域機関の所属長 36名

ウ 聴き取り内容

- ・ 次に掲げる事項について、聴き取りを行った。
  - ① 自所属において入札の予定価格及び指名業者名を漏えいした事実はないか
  - ② 過去も含め同様の漏えいを行ったこと又はそうした事実を聞いたことはないか
- ・ 聴き取り対象の36名全員から、自所属において入札の予定価格及び指名業者名を漏えいした事実はない旨の回答があった。
- ・ 聴き取り対象の36名全員から、過去も含め同様の漏えいを行ったこと又は聞いたことはない旨の回答があった。

(6) 組織としての関与

上記のとおり、元顧問からの働きかけにより歴代の新発田地域振興局農村整備部長等が独断で教示しており、引継ぎや他者への相談がなかったことから、組織としての関与は認められなかった。

### 3 課題

#### (1) 職員の法令遵守意識の欠如

元部長は、公判において「元顧問から、歴代の部長からも予定価格と指名業者名を教えてもらっていたので教示するようにとの依頼があった。予定価格等を教示することが違法であるとの認識はあったものの、自分が教示しないことにより、地域の業者に仕事がうまく回らなくなるのではないかと、また、何らかの圧力があるのではないかと不安になるとともに、業界とうまくやっていかなければ、この地でやっていけないと思った。」と主張している。

予定価格等の情報漏えいは、地方公務員法第 34 条の秘密を守る義務に違反する等、法令に反する行為であり、理由を問わず絶対に許されないものである。

元部長は違法行為と認識しながら誰にも相談せず、秘密事項である予定価格及び指名業者名を漏えいするに至っており、公務員としての法令遵守意識の欠如がこのような事態を招いた要因となった。

公務員に求められる厳正な規律と高い倫理観の保持については、これまでも繰り返し意識づけを行ってきたところであるが、本事案を踏まえ、職員のコンプライアンス意識の一層の強化と、綱紀の保持及び服務規律の確保の徹底が必要である。

#### (2) 建設業者の談合

##### ア 建設業者からの予定価格情報等漏えいの働きかけ

県発注の公共工事の大部分は、予定価格内で最低の価格をもって申し込みした者を契約の相手方とする方式（最低価格落札方式）であり、また最低制限価格制度を採用している。

現在、建設業者は予定価格を一定程度推定することが可能となっているが、一方で、予定価格を知ることができれば、落札の可能性が高い金額を正確に予測することが容易となる状況であったことが、建設業者が元部長へ情報漏えいを働きかける動機の 1 つとなった。

##### イ 業者の不正行為に対する抑止力の不足

1 の(1)のア及びイに掲げる事案において当該工事を落札した建設業者の役員である岩村組元取締役及び西奈美組元代表取締役は、刑法第 96 条の 6 第 1 項及び第 60 条の規定により公正な入札を妨害した罪に問われ、略式命令により罰金刑に処せられており、当該建設業者である(株)岩村組及び(株)西奈美組も県から指名停止の措置を受けた。

また、当該役員が罰金刑に処せられたことにより、当該建設業者には、建設工事請負基準約款の規定に基づく契約の解除、損害賠償など、経済的な不利益も発生した。

このように様々な不利益が発生することが予測できるにも関わらず、本事案が発生していることから、建設業者に対する抑止力が十分に働いていたのか、精査する必要がある。

### (3) 同一所属に複数回勤務することによる利害関係者との癒着の可能性

元部長は、新発田地域振興局農村整備部及びその前身である新発田農地事務所に今回の部長職も含め4回勤務しており、また管理監督職として3回勤務し、過去の在職時から元顧問と一定の面識はあった。

元部長は元顧問と個人的に飲食等を共にする関係ではなく、また、予定価格等を教示する見返りとして、元顧問から接待や金品を受け取るようなこともなかった(この点については歴代部長も同様であり、元顧問と個人的に付き合いことや接待や金品を受け取るようなことはなかった)ものの、同一所属に複数回勤務することにより、利害関係者との癒着に繋がるおそれもあることから、公共事業を所管する地域機関における人事異動に係るルールについて整備する必要がある。



## 参考

### (1) 新発田農村整備部職員への聴取結果

#### ア 職員への聴き取りの実施状況

聴取日：令和5年10月27日（金）～31日（火）

聴取会場：新発田地域振興局会議室

対象者：新発田農村整備部 副部長、課長、係長、課長代理（合計20名）

聴取内容：「情報管理に関する事項」「元部長の行動に関する事項」「業者指名に関する事項」「その他の事項」について聴き取りを実施

#### イ 聴取結果

##### (ア) 情報管理に関する事項

問 指名審査会資料は適切に管理されていたか。  
本文の保管、不要な資料の処分など

A 指名審査会資料は、審査会終了後、原本を副部長（事務）がカギのかかるロッカーで管理、控えは、指名審査会に出席した各課長が個人で管理  
(11名)

B 分からない。

(9名)



問 審査・決裁終了後の設計書データは、担当課長によるパスワード設定により閲覧できない状態となっていたか。

A ほとんどの設計書についてパスワード設定が行われていない実態があったが、事件後、パスワード設定の徹底が図られている。

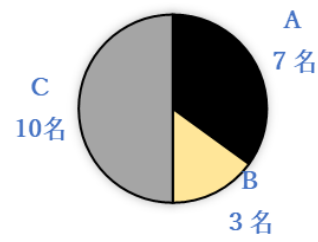
(7名)

B 農用地課関係の用地測量等の設計書では、パスワード設定のない設計書データを共有ドライブ内に保存している事案があった。（改善を指示）

(3名)

C 分からない（審査、決裁終了後に設計書データを閲覧したことがない）

(10名)



(イ) 行動に関する事項

問 業者の部長室への出入り頻度  
(特定の業者の頻繁な出入り、部長と業者が話し込む様子など)

A 名刺配りのあいさつ、受注のお礼の際、部長室に立ち寄る業者はいる。

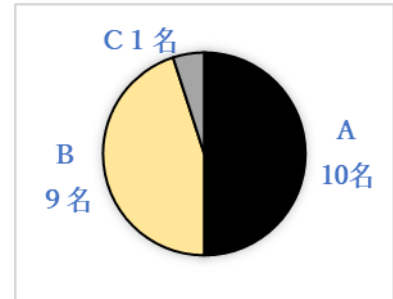
(10名)

B 分からない。来客はあったが業者かどうかは分からない。

(9名)

C 業者が部長室に入ることは無かったのではないかな。

(1名)



[意見]

- ・ 部長室で座って話をするのは、土改役員、県OB、市町関係の来客の場合が多い。(7名)
  - ・ 県OB (R5 岩村組に就職) がよく来ていた印象はある。(1名)
  - ・ 逮捕された(株)岩村組の元顧問が月に1・2回程度(20分くらい)訪れ、部長室内で話をしている状況はあった。その際、ドアは開けられており笑声も聞こえた。部長が一人で対応(1名)
- ※ 事件前に元顧問の顔を知っていた職員は、聴き取りの中では、副部長(技術)のみ

問 気になる部長の行動や言動はなかったか。

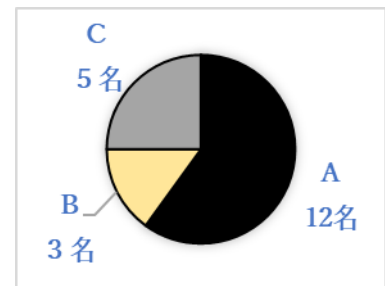
A 気になる言動や行動はなかった。(12名)

B 県議会議員との付き合いが多い。(3名)

C その他意見 (5名)

[その他意見 (複数回答あり)]

- ・ 公告前に部長が担当者に設計金額を聞いていたことがあり、不思議に思うことがあった。(1名)
- ・ 業者との距離が近い印象。業者でうまくない点があれば相談にも乗っていたと思う。(1名)
- ・ 各種会合などの後の懇親会が多い印象(1名)
- ・ 椅子への座り方などから横柄な態度と感じた事がある。(1名)
- ・ 出勤時間が早い。(1名)
- ・ 発注計画を変更する際、件数や工事のランクを変えないよう言われた。(1名)
- ・ 胎内市での発注の際、Aランク業者が少ないことから、B級工事に抑えるよう言われた。(1名)



(ウ) 指名業者に関する事項（指名審査会メンバーの8名に聴き取り）

問 特定の業者を指名もしくは排除するなど恣意的と思われる業者選定はなかったか。

A あった。 (0名)

B なかった。 (8名全員)

※ 部長の業者選定についての印象等は次のとおり

- ・ 指名は施工実績を重視していた。(1名)
- ・ 地域性を考慮し、3割条項（現級以外の業者を3割以内で指名）をよく使うという印象はあった。(1名)
- ・ 難易度の高い工事では、施工実績の良くない業者を外していた印象(1名)
- ・ 金太郎飴（同じ指名パターン）にならないよう言われていた。(1名)



(イ) その他の事項

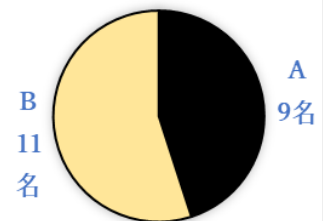
問 新発田農村整備部内の事務や雰囲気などで不審に感じていたことはないか。

A 特になし (9名)

B 意見あり (11名)

[意見]

- ・ 工事発注時の質問が少ないと感じている。(1名)
- ・ 落札率は95%程度に収まっている印象(1名)
- ・ 部長室がある所属は少ないのでないか。(2名)
- ・ 土改関係など飲み会の多い事務所と感じる。(1名)
- ・ 忙しい所属という印象(3名)
- ・ 工事件数が多く、庶務の契約業務が大変と感じる。(2名)
- ・ 業者の数が多地域だと感じる。(1名)
- ・ 農村部門で河川工事(20条工事)も行っており違和感を感じた。(1名)
- ・ 仕事のボリュームが多く、工事の発注も前倒し前倒しで行われている印象(1名)



## (2) 歴代の新発田農村整備部長等への聴取結果

### ア 聴き取りの実施状況

聴取日：令和6年1月7日（日）～9日（火）

聴取会場：新潟県庁行政庁舎会議室

対象者：第1回公判において、元顧問が、調整役を担う契機となった陳述した、官製談合防止法の施行日（平成15年1月6日）以後の新発田農村整備部長及び新発田農地事務所長（物故者及び病氣療養中の者で聴き取りが困難な者を除く。） 10名

### イ 聴取結果

#### (7) 官製談合防止法施行後の歴代部長等（9名）

##### a 在籍時における秘密事項の教示の有無

- ・ あり 7名

##### 【秘密事項の内容】

- ① 予定価格及び指名業者名 5名
- ② おおよその入札価格(※)のみ（指名業者名なし） 1名  
※ 元顧問が示す金額に「もっと上」「もっと下」で答える形での指示
- ③ 年間の発注予定工事一覧での、100万円単位程度の概算工事額 1名  
※ 県では平成13年度から発注見通しとして、工事名・工事概要・発注予定時期（四半期）などの情報は公表しているが、概算工事額については公表していない。

- ・ なし（元顧問から予定価格の教示の依頼を受けたが、断った） 1名
- ・ 未回答 1名

##### b 教示の対象

- ・ ほぼ全て～全て 4名
- ・ 年度当初の年間発注予定 1名
- ・ A級、B級工事が中心 1名
- ・ 年3回程度 1名

- c 教示の方法
- ・ 車中や自宅で勤務時間外に電話 4名
  - ・ 紙を渡した 1名
  - ・ 部長室にて対面 1名
  - ・ 部長室にて電話 1名
- d 教示のきっかけ
- ・ 元顧問からの依頼 7名
- e 動機
- ・ 事業量が多く、事業を円滑に進めるため 2名
  - ・ 入札不調になることを恐れたため 1名
  - ・ 地域を守る建設業を存続させるため 1名
  - ・ 既に仕組みが構築されており、地域での混乱を避けたかったため 1名
  - ・ 地元調整等を丁寧に行う、信頼できる業者に受注して欲しかったため 1名
  - ・ 自分の心が弱く、断れなかったため 1名
- f 引継ぎの有無
- ・ なし 7名
- g 接待や金品の授受
- ・ なし 9名
- h 違法行為の認識
- ・ あり 7名
- i 他の地域機関で予定価格等の教示の依頼があったか
- ・ なし 9名
- ※ 新発田農村整備部から他の所属へ異動した者（3名）は、いずれも当該他の所属では予定価格等の教示の依頼はなかったと回答
- ※ 過去にも新発田農村整備部に在籍（課長、副部長等）した職員で、予定価格等の教示の依頼があったことを認識していた者は、なし
- j 他の者へ予定価格等の教示について相談したか
- ・ なし 7名
- k 予定価格等の教示以外の談合への関与
- ・ なし 7名

(イ) 官製談合防止法施行直前の農地事務所長（１名）

a 在籍時における秘密事項の教示の有無

- ・ あり

おおよその入札価格及び指名業者名並びに「本命業者」（地元関係者からは地元業者に発注して欲しいとの要望があった。）

b 教示のきっかけ

- ・ 地元関係者からの受注業者についての要望

c 動機

- ・ 地元関係者に配慮しなければならなかったため

d 引継ぎの有無

- ・ なし

※ 官製談合防止法施行に伴い、今後は入札価格等の教示をしないよう後任者に注意

※ 一方で、元顧問に対し、「業者間で全て調整してくれ」という言い方をした。